

**令和6年度宜野湾市平和大使県外研修業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この要領は、令和6年度宜野湾市平和大使県外研修業務について、安全・円滑に実施できるよう受注型企画旅行を公募し、当該業務の受注者として最も適切な者を選定する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 事業名：令和6年度 宜野湾市平和大使県外研修業務委託
- (2) 事業目的：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 事業内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 契約期間：契約締結の翌日から令和6年9月30日（月）まで
- (5) 提案上限額：1,983,660円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約額ではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 宜野湾市内または沖縄県内に本社・支社・支店・営業所のいずれかを置く法人。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意

に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 国税、県税及び市税について未納のない者。

4 選定方法

(1) 提出された企画提案書等の評価は、本事業の審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類審査とし、最高得点を挙げた応募者として選定する。ただし、複数の応募者が同得点の場合は審査委員会の採決により選定する。

(2) 提案者が1者の場合においても審査を行うものとする。

5 評価対象

- ①安全で円滑な実施内容であるか
- ②過去の実績(国・地方公共団体が実施する事業の受託実績を有するか)
- ③事業目的を理解した提案となっているか
- ④緊急時を含めた配置体制、役割分担は明確であるか 等

6 留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案等の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等については返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎた書類の差替え及び再提出は原則認めない。ただし、やむを得ない理由において、発注者が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 電子メール等の通信事故、郵便事情による提出書類不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市はその責任を負わない。
- (5) 参加資格の無い者、または提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。
- (6) 最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とし、委託契約を締結する。ただし、第一位入選者との間で、委託に関する協議の中で合意に至らなかった場合は次点の者を繰り上げて、契約を締結するものとする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宜野湾市財務規則第117条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7 問い合わせ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市役所 市民経済部 市民協働課 担当：普天間、比嘉、小野

TEL：098-893-4119(直通)

FAX：098-893-4410

E-mail：Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp

8 スケジュール

手 続 き	日 時 ・ 内 容 等
(1) 募集期間	<p>【公募期間】 令和6年4月16日(火) から 令和6年5月9日(木) 17時まで</p> <p>【配布方法】 宜野湾市ホームページ内、市民経済部 市民協働課に掲載している必要書類をダウンロードして利用すること。</p>
(2) 応募方法	<p>【提出期限】 令和6年4月16日(火) から 令和6年5月9日(木) 17時まで ※閉庁日(土日、祝日等)を除く9時～17時</p> <p>【提出場所及び提出方法】 宜野湾市役所 市民経済部 市民協働課(宜野湾市役所本庁舎別館2階)へ持参又は郵送による。 ※郵送の場合は提出期限必着とする。</p> <p>【提出書類】</p> <p>各1部(原本)</p> <p>① 参加表明書(様式1) ② 履歴事項全部証明書または会社概要(様式2) ③ 納税証明書(滞納のない証明書でもよい) * 市町村税・県民税・法人税・消費税および地方消費税</p> <p>9部(原本1部、写し8部)</p> <p>④ 業務実績調書(様式3) ⑤ 配置予定者調書(様式4) ⑥ 企画提案書提出届(様式5) ⑦ 企画提案書(様式は問わない) ・ 日程のわかる資料を添付 ・ 訪問先、宿泊施設等の分かる資料(パンフレット等)を添付 ・ 食事内容のわかる資料を添付</p> <p>⑧ 見積書(様式は問わない) * 「提案上限額以内」であること。 * 見積額の内訳については仕様書を踏まえること。</p>

(3) 質問・回答	<p>参加表明書を提出しようとする者は、書面を通じて質問ができる。 ただし、参加資格が無いと判断する者の質問は受け付けない。</p> <p>【質問期間】 令和6年4月16日(火)から令和6年4月26日(金)17時まで</p> <p>【質問方法】 電子メールにて、質問書(様式6)を以下の件名で送信すること。 (件名) 質問書の送付 社名 (宛先) Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp</p> <p>【回答方法】 質問内容に対する回答を応募者へ令和6年5月7日(火)17時までに電子メールで通知する。</p>																	
(4) 参加の辞退	<p>本件の参加申込後に辞退する場合は、速やかに担当部署へ電話連絡のうえ、辞退届(様式7)を担当部署へ持参又は郵送とすること</p>																	
(5) 日程	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 875 874 925">実施内容</th> <th data-bbox="874 875 1351 925">実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 925 874 974">① 公募及び質問受付開始</td> <td data-bbox="874 925 1351 974">令和6年4月16日(火)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 974 874 1023">② 質問書受付〆切</td> <td data-bbox="874 974 1351 1023">令和6年4月26日(金)17時〆切</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1023 874 1072">③ 質問への回答</td> <td data-bbox="874 1023 1351 1072">令和6年5月7日(火)17時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1072 874 1122">④ 公募〆切</td> <td data-bbox="874 1072 1351 1122">令和6年5月9日(木)17時必着</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1122 874 1171">⑤ 応募者への質問</td> <td data-bbox="874 1122 1351 1171">令和6年5月13日(月)12時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1171 874 1220">⑥ 応募者からの回答</td> <td data-bbox="874 1171 1351 1220">令和6年5月15日(水)12時〆切</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1220 874 1270">⑦ 結果通知</td> <td data-bbox="874 1220 1351 1270">令和6年5月下旬予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 日程は、公募時のものであり、変更となることがある。 ※2. 提出された企画提案書等に対し、質問がある場合は、市より電子メールにて応募者へ質問を送付する。</p>	実施内容	実施日	① 公募及び質問受付開始	令和6年4月16日(火)	② 質問書受付〆切	令和6年4月26日(金)17時〆切	③ 質問への回答	令和6年5月7日(火)17時まで	④ 公募〆切	令和6年5月9日(木)17時必着	⑤ 応募者への質問	令和6年5月13日(月)12時まで	⑥ 応募者からの回答	令和6年5月15日(水)12時〆切	⑦ 結果通知	令和6年5月下旬予定	
実施内容	実施日																	
① 公募及び質問受付開始	令和6年4月16日(火)																	
② 質問書受付〆切	令和6年4月26日(金)17時〆切																	
③ 質問への回答	令和6年5月7日(火)17時まで																	
④ 公募〆切	令和6年5月9日(木)17時必着																	
⑤ 応募者への質問	令和6年5月13日(月)12時まで																	
⑥ 応募者からの回答	令和6年5月15日(水)12時〆切																	
⑦ 結果通知	令和6年5月下旬予定																	
(6) 結果通知	<p>通知日：令和6年5月下旬頃 ※通知予定</p> <p>*本プロポーザルに参加した者全員に通知する。 *契約候補者は、速やかに契約を締結すること。</p>																	
(7) 契約準備	<p>契約候補者と市民協働課は、契約締結のために仕様書等を確認し、契約内容を確定するものとする。</p>																	